

Vol.11 人権

当レポートは統合思考に基づく企業の情報開示の動向を広く発信することを目的とし、上場企業の有価証券報告書（有報）などの法定開示書類を対象に、中長期的な企業価値向上に資するESGの記載状況を調査している。この数年、国内で統合報告書が急速な普及を見せる中、今回の調査では2016年にESG/統合報告研究室で実施した有報における「人権」に関する記載動向※を追跡調査した。

※研究員レポート「法定開示書類にみるESG vol.3 人権」

<https://rid.takara-printing.jp/res/report/esg/2016/post577.html>

レポート サマリー

- 人権記述は足元5年で1.4倍も、全体割合は4.1%にとどまる
- 経営方針～対処すべき課題、事業等のリスクで記述企業が増
- リスク、MD&A、ガバナンスと体系的に人権記述する企業も
- ESG要素の重要性に対するさらなる社内議論を

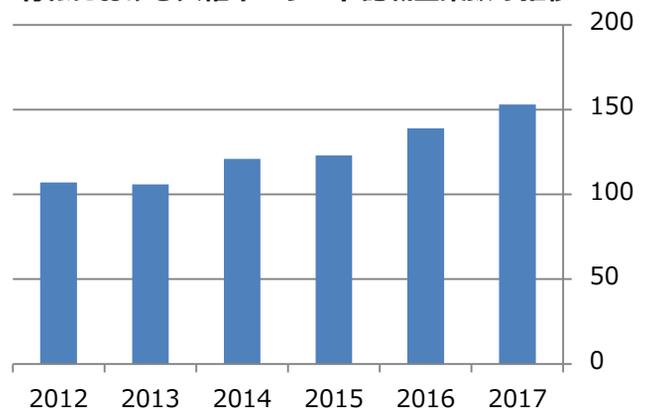
2018年6月に発表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（DWG）報告では、有報を構成する財務情報と記述情報（非財務情報）のうち、記述情報は企業の財務状況とその変化、事業の結果を投資家が理解するために必要な情報だと述べられている。その上で、個別に記載が求められている事項のほか、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるESG要素）が発行体の事業や業績に重要な影響を与える場合には、

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(以下、MD&A)】、【事業等のリスク】の項目において、それらの事項についての開示が求められる、と提言している。取締役会における決議事項もしくは報告事項として付議するケースが多い有報において、徐々にESG要素の記載が増えていることは、ESG/統合報告研究室の「法定開示にみるESG」の調査レポートでこれまで発信してきた。

今回の調査テーマである「人権」は児童労働や長時間労働などの労働者の権利に関することにとどまらず、違法な森林伐採や水質汚染などの環境破壊を通じた現地住民の生活にネガティブな影響を与えることも人権侵害として扱われ、社会的責任に関するガイダンス文書である

ISO26000が2010年に発行されたことに伴い、国内外で概念が広まったとされる。直近の有報（2017年4月～2018年3月末決算）において、「人権」のキーワードの記載状況を調べたところ、1期前と比べ14社増え、153社で確認ができた。5年間の時間軸で見ると2013年の107社から約1.4倍になっている一方、上場している有報提出企業全体（3,774社）に対する割合ではわずか4.1%に過ぎない。

有報における人権キーワード記載企業数の推移



こうした「人権」キーワードが有報のどの部分で開示されているかを調べたところ、最も多かった項目は、【コーポレート・ガバナンスの状況】で72社だった。ガバナンス開示の中で、内部統制システムの整備の状況

や人権尊重の方針の説明として記載する形式が多く、記載企業数はここ3年で大きく変化していない。時系列で記載数が伸びているのが【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】と【事業等のリスク】だ。前者では、経営方針を説明する一環で、人権尊重を包含したCSR方針を記載しているケースのほか、経営課題認識として人権に配慮した事業活動をマテリアリティとして説明するケースが増えている。後者における記載は【事業等のリスク】が開示義務化された初年度にあたる2003年の開示でわずか2社だった状況から、足元3年で徐々に記載企業が増えている。特に新興国で大規模な生産活動を行う製造業や、調達活動を行う卸売業などでは、末端のサプライヤーの人権侵害に意図せずに“加担”してしまう、いわゆるサプライチェーンリスクがあるほか、昨今のセクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどの労務問題による影響なども、事業等のリスクとして織り込み始めていると見られる。

有報における人権キーワードの記載箇所の推移

2015 2016 2017

| | | | |
|-------------------------|----|----|----|
| 経営方針、経営環境及び 対処すべき課題等 | 15 | 33 | 43 |
| 事業等のリスク | 13 | 17 | 23 |
| コーポレート・ガバナンス の状況 | 69 | 71 | 72 |

また、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」の改正により、2018年3月31日以降に終了する事業年度を最近事業年度とする有報からは、「業績等の概要」および「生産、受注及び販売の状況」などが統合され、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」として、経営成績に重要な影響を与えた要因の解説や、中長期的な目標に照らして経営成績等をどのように分析・評価しているかを記述する、いわゆるMD&Aが開示義務化された。この

MD&Aで「人権」について言及している企業が2社確認できた。このうち1社は、【当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容】の中で、中期経営計画における事業構造の整備と強化の一環で、CSR調達の強化に関する取り組みとして説明していた。別の会社は、【経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容】の中で、サステナブルな原材料調達を課題認識として示した上で、サプライチェーン上での環境・人権リスクの予防・低減を踏まえた事業活動を報告していた。後者の有報は、人権に関して言えば、【事業等のリスク】でもリスク認識を記述しており、それに基づく経営活動をMD&Aで報告、さらには【コーポレート・ガバナンスの状況】でCSR管理・推進体制を説明する、という意味ある文脈で“つながり”のある開示がなされている。

人権は、営む事業の内容によって、自社と社会に与える影響の大きさが異なるESGテーマでもある。あまねくすべての企業が有報で人権に関する記述をすることは現実的でない。冒頭で説明したDWG報告にもある通り、ESG要素は事業や業績に重要な影響を与える場合に限り、報告すべきなのは大前提と言えるが、人権に限らないESG要素が社会と自社の経営に与える影響が潜在的に大きいに関わらず、投資家にその重要度が示されていないケースが多いと推察される。法定開示書類において意味あるESG開示を進める上で、様々な非財務要素が経営にどのような影響があるかを社内議論していく必要性は任意開示である統合報告書以上に高い。優先的に取り組む重要な側面（いわゆるマテリアリティ）を前提とした非財務面の記述情報が投資家から求められているためだ。すでに統合報告書を制作している企業においては、これまでの制作プロセスでの議論が役立つケースも出てくるであろう。非財務面の開示の充実に向けた法定開示と任意開示の連携が重要になりつつある中、グローバルにみても秀でた開示例が増えることを期待したい。